

子育て支援施設における新型コロナウイルス感染症対策等について

1 保育関連施設の対応

(1) 認可保育所等

ア 園運営等

- ・令和3年4月以降は通常の園運営に戻したところであるが、令和3年4月25日からの緊急事態宣言の発令に伴い、「家庭保育の協力要請」及び自主的な休園に対する基本保育料の日割還付を再度実施することとした。
- ・通常保育で形成される集団（クラス等）以上に集団が大きくなることを前提に保育を行い、行事等の中止や規模の縮小を行っている。
- ・区立保育園内において実施しているリフレッシュ時保育事業、子育てステーション事業は休止し、子育てひろば水道（保育園型）は電話相談のみ実施している。

イ 新規開設の私立認可保育所及び育成室の開設時期について

- ・国家公務員研修センター跡地における私立認可保育所及び育成室については、令和3年10月1日開設を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う一時的な工事停止等の影響により、既存建物の解体工事、新築工事等の遅延が生じたため、開設時期を変更し、令和4年4月1日の開設とする。

(2) 子育て関連施設等

ア 運用状況（令和3年4月23日現在）

対応	施設（事業）名	備考
①定員制限	子育てひろば ※水道を除く ぴよぴよひろば 地域子育て支援拠点	・事前予約 ・子育てひろば、ぴよぴよひろばの区外利用者は、当日予約のみ
②条件付き利用	病児・病後児保育事業	・確定した病名の診断があること
③時間短縮	キッズルーム （一時預かり）	・シビックの利用時間は原則20時まで（就労事由の利用の場合、21時30分まで応相談）

2 子育て世帯への支援

(1) 子ども宅食プロジェクトを通じた支援（進級・進学祝3月春休み臨時便）

長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、新年度を迎えるにあたり気持ちを新たにスタートできるよう、家族でお祝いできる食品を購入し、配送した。

(2) ベビーシッター利用支援事業（保育所等の臨時休園への対応）

令和3年4月1日以降も期間を延長してベビーシッター利用支援事業を実施している（「家庭保育の協力要請」を行っている期間と、新型コロナウイルス感染症患者発生により臨時休園となった期間の利用を想定）。

令和3年3月31日現在のアカウント発行申請件数は31件である。

3 区民等への周知

施設及び事業の状況に応じて、区ホームページへの掲載、対象者への個別通知等にて周知する。